



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 2 月17日 (木曜日) 第 2260 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	公 告	頁
○県立農業大学校規則の一部を改正する規則…… (地域農業推進課)	1	○道路の区域の変更…… (道路保全課)	7
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (10件) …… (水産政策課)	5	○道路の供用の開始 (2 件) …… ( “ )	7
		○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見 (4 件) …… (商業支援課)	7
		収用委員会告示	
		○土地収用法施行令第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 2 項の規定による公示による通知	8

## 規 則

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 2 号

#### 県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則 (昭和59年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(称号の授与) 第18条 校長は、第16条の規定による卒業を認めた学科の学生に対して宮崎県農業士の称号を授与する。	(称号の授与) 第18条 校長は、第16条の規定による卒業を認めた学科の学生に対して宮崎県農業士及び専門士 (農業専門課程) の称号を授与する。 2 校長は、第16条の規定による卒業を認めた専攻科 (2 年課程に限る。) の学生に対して専門士 (農業専門課程) の称号を授与する。ただし、過去に前項の規定により専門士 (農業専門課程) の称号を授与された者についてはこの限りでない。

別記様式第 5 号 (その 1) を次のように改める。

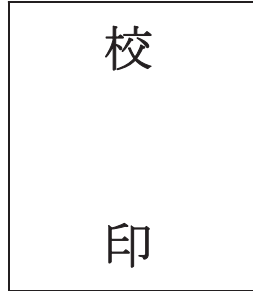
様式第 5 号 (その 1) (第17条関係)

第 号

卒 業 証 書

氏 名

年 月 日生



本校農学部

学科の

コースを修了したことを証し

宮崎県農業士

及び専門士 (農業専門課程) の称号を授与する

年 月 日

県立農業大学校

校長 氏

名

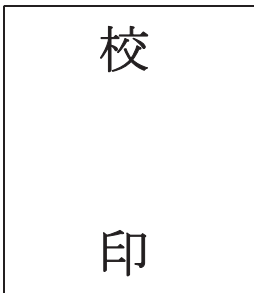


別記様式第 5 号 (その 2) を次のように改める。

# 様式第 5 号 (その 2) (第17条関係)

第 号

卒 業 証 書



氏 名

年 月 日 生

本校農学部専攻科 (2年課程) の コースを修了したことを証し 専  
門士 (農業専門課程) の称号を授与する

年 月 日

県立農業大学校

校長 氏

名



別記様式第 5 号 (その 2) の次に次の 1 様式を加える。

### 様式第 5 号 (その 3) (第17条関係)

第 号

卒 業 証 書

校 印

氏 名

年 月 日生

本校農学部専攻科 ( 年課程 ) の コースを修了したことを証する

年 月 日

県立農業大学校

校長 氏

名

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 宮崎県告示第97号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 憶第一漁業生産組合 宮崎市 株式会社木花水産
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	憶浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

## 宮崎県告示第98号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 須田兼行 延岡市 中野一喜
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち、旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧土々呂漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業

## 宮崎県告示第99号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 児玉憲一郎 延岡市 松下清
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	小型しいらまき網等漁業

## 宮崎県告示第 100号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 有限会社日高水産 延岡市 有限会社菊原水産
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

## 宮崎県告示第 101号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	日南市 吉田春佳 日南市 肥田十一
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 102号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社恵洋水産 日南市 有限会社幸徳水産
加入区 の 名 称	栄松加入区
区 域	栄松漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 103号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	日向市 柄本登 日向市 池田武治

加入区 の 名 称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

**宮崎県告示第 104号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	日向市 白川静雄 日向市 黒木幸一
加入区 の 名 称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示第 105号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町 甲斐徳秀 児湯郡都農町 金谷和久
加入区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区

区 分	小型漁船漁業
-----	--------

**宮崎県告示第 106号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成22年12月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 小林一好 東臼杵郡門川町 有限会社児玉水産
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 107号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月17日から平成23年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字荷取地 乙 371番 2 地先から同 市同町同字 乙 373番 7 地先まで	旧	9.5 ～ 118.9	278.3
				新	9.5 ～ 167.1	202.4

**宮崎県告示第 108号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月17日から平成23年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字荷取地 乙 371番 2 地先から同 市同町同字 乙 373番 7 地先まで	平成23年 2 月18日

**宮崎県告示第 109号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月17日から平成23年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市檜山 町一丁目26 番 6 地先か ら同市中川 原町四丁目 5225番 1 地 先まで	平成23年 2 月19日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 2 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー小林店  
小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成23年 2 月17日から平成23年 3 月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー小林店  
小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年2月17日から平成23年3月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マローズ小林店  
小林市大字水流迫 231番3 外
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年2月17日から平成23年3月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マローズ小林店  
小林市大字水流迫 231番3 外
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年2月17日から平成23年3月17日まで

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第2号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成23年2月17日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により、下記1の者に通知すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

1 通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	備 考
高 橋 茂	不 明	
矢 野 茂 吉	〃	
名 村 三 郎	〃	
戸 高 平 太 郎	〃	
戸 高 今 朝 松	〃	
吉 本 銀 次 郎	〃	
吉 本 栄 蔵	〃	
藤 田 福 松	〃	
前 田 興 吉	〃	
牧 野 藤 四 郎	〃	
藤 田 今 朝 松	〃	
戸 高 倉 蔵	〃	
清 水 宗 三 郎	〃	
吉 田 勇 次 郎	〃	
梶 原 仁 三 郎	〃	
梶 原 長 三 郎	〃	
宮 井 常 四 郎	〃	



牧 野 助 蔵	不 明		甲 斐 廣兵衛	不 明	
宮 井 ハルエ	〃		山 口 重三郎	〃	
牧 野 忠 蔵	〃		山 口 治 吉	〃	
牧 野 今朝治	〃		山 口 栄 蔵	〃	
藤 田 貞 助	〃		山 口 平 吉	〃	
宮 井 利三郎	〃		山 口 宇三郎	〃	
吉 田 與 市	〃		山 口 今朝松	〃	
吉 田 林三郎	〃		山 口 勘三郎	〃	
吉 田 志津弥	〃		山 口 三 郎	〃	
吉 田 熊 治	〃		山 口 清三郎	〃	
吉 田 辰 治	〃		山 口 一	〃	
吉 田 志津馬	〃		富 高 源 蔵	〃	
吉 田 武 平	〃		萩 尾 傳 治	〃	
藤 田 幸太郎	〃		萩 尾 和三郎	〃	
吉 田 清 蔵	〃		甲斐 伊右エ門	〃	
矢 野 波之助	〃		矢 野 種四郎	〃	
谷 仲 吉	〃		矢 野 宗三郎	〃	
宮 井 久 喜	〃		矢 野 市 治	〃	
吉 田 松之助	〃		矢 野 宗 吉	〃	
吉 田 善兵エ	〃		甲 斐 重 吉	〃	
酒 井 栄次郎	〃		山 口 多四郎	〃	
福 田 仲三郎	〃		甲 斐 福太郎	〃	
戸 高 傳 蔵	〃		甲 斐 善 作	〃	
福 田 吉 蔵	〃		矢 野 清兵エ	〃	
宮 井 万四郎	〃		黒 木 柝 吉	〃	
山 口 安 弥	〃		矢 野 ハ ナ	〃	
甲 斐 梅 吉	〃		矢 野 武 一	〃	

児 玉 今朝治	不 明		林 田 吉 治	不 明	
吉 田 善四郎	〃		山 口 貞 雄	〃	
鴨 林 勇 吉	〃		池 田 沖三郎	〃	
鴨 林 勝三郎	〃		池 田 桃太郎	〃	
鴨 林 新 松	〃		佐 藤 八重吉	〃	
鴨 林 弁 吉	〃		吉 田 刃太郎	〃	
甲 斐 種四郎	〃		中 山 浜太郎	〃	
工 藤 利 夫	〃		佐々野 久次郎	〃	
矢 野 清四郎	〃		児玉 喜右 <sup>エ</sup> 門	〃	
矢 野 武 松	〃		岡 田 常三郎	〃	
甲 斐 善 市	〃		岡 田 忠三郎	〃	
草 野 善四郎	〃		吉 田 傳 七	〃	
草 野 光 治	〃		久 世 米 吉	〃	
吉 田 角 弥	〃		後 藤 駒之助	〃	
鴨 林 力 治	〃		甲 斐 庄三郎	〃	
吉 田 忠三郎	〃		中 山 藤太郎	〃	
甲 斐 熊太郎	〃		中 山 林太郎	〃	
岡 田 松 治	〃		黒 田 茂	〃	
岡 田 藤 市	〃		後 藤 時 治	〃	
名 村 三 郎	〃		佐 藤 嘉 吉	〃	
吉 田 不二夫	〃		久 世 今朝松	〃	
草 野 善 平	〃		久 世 万 吉	〃	
馬 服 清 吉	〃		久 世 菊 治	〃	
山 口 善兵 <sup>ズ</sup>	〃		久 世 捨 蔵	〃	
猪 狩 菊 治	〃		久 世 萬 平	〃	
甲 斐 辰四郎	〃		中 山 今朝松	〃	
坂 本 万 治	〃		木 郷 福太郎	〃	

中山 留 吉	不 明		中山 千代吉	不 明	
井 上 安 治	〃		工 藤 千 吉	〃	
黒 木 末 吉	〃		佐 藤 今朝市	〃	
杉 利 助	〃		石 川 茂二郎	〃	
佐 藤 初 治	〃		花 田 コ ト	〃	
工 藤 儀 平	〃		戸 田 角 平	〃	
吉 岡 勘 七	〃		矢 野 シヅヲ	〃	
吉 田 藤四郎	〃		渡 部 英 尚	〃	
深 見 品 吉	〃		矢 野 鹿 治	〃	
佐 藤 彦 治	〃		河 野 清 吉	〃	
中山 新 助	〃		戸 高 滝 蔵	〃	
柳 田 平 吉	〃		佐 藤 セ ン	〃	
吉 田 砧 郎	〃		甲 斐 今朝治	〃	
吉 田 平太郎	〃		高 島 晟	〃	
吉 田 庄 吉	〃		松 田 藤四郎	〃	
吉 田 徳 治	〃		黒 田 力 治	〃	
工 藤 万 治	〃		喜 多 今朝市	〃	
後 藤 辰 治	〃		宮 田 良 吉	〃	
工 藤 専太郎	〃		佐 藤 鶴 吉	〃	
甲 斐 角 治	〃		佐 藤 鉄 弥	〃	
柏 谷 関 弥	〃		佐藤 常右エ門	〃	
工 藤 ト メ	〃		前 田 金太郎	〃	
佐々木 為 治	〃		渡 部 幸 助	〃	
工 藤 市次郎	〃		佐 藤 武平治	〃	
佐 藤 幾 春	〃		佐 藤 熊 吉	〃	
吉 高 喜久治	〃		佐 藤 佐 吉	〃	
黒 田 秀 蔵	〃		甲 斐 甚 吉	〃	

新 名 宝 作	不 明		佐々木 嘉太郎	不 明	
渡 部 幸 則	〃		荒 木 倉 市	〃	
山 口 喜一郎	〃		佐々木 喜太郎	〃	
甲 斐 筆 治	〃		柳 田 今朝市	〃	
甲 斐 金太郎	〃		浅 野 鉄 治	〃	
甲 斐 吉 治	〃		佐々木 信 吉	〃	
甲 斐 豊 治	〃		佐々木 清 市	〃	
佐々木 リ ッ	〃		佐々木 市 治	〃	
渡 部 徳四郎	〃		佐々木 松太郎	〃	
佐 藤 要 助	〃		佐々木 源三郎	〃	
佐 藤 和 吉	〃		鶴 沼 多三郎	〃	
佐々木 八百蔵	〃		柳 田 源 治	〃	
浅野 今朝次郎	〃		中 野 宇 吉	〃	
荒 木 新三郎	〃		浅 野 松 治	〃	
芳 賀 紋太郎	〃		佐々木 倉 市	〃	
中 野 栄三郎	〃		荒 木 綱 吉	〃	
伊 福 三代吉	〃		佐 藤 傳之助	〃	
甲 斐 富 治	〃		松 田 藤 助	〃	
松 田 治太郎	〃		歌 津 折 蔵	〃	
松 田 清 六	〃		廣 瀬 京 平	〃	
佐 藤 定 七	〃		甲 斐 亀一郎	〃	
高 萩 喜久治	〃		佐 藤 亀 治	〃	
高 萩 秋 治	〃		甲 斐 用 吉	〃	
豊 田 忠次郎	〃		和 田 茂 作	〃	
渡 部 幸 助	〃		長 友 弁 吉	〃	
甲 斐 長四郎	〃		豊 田 栄 吉	〃	
渡 部 角兵衛	〃		草 野 藤太郎	〃	

喜 田 秀 夫

不 明

## 2 通知すべき書類

平成23年2月8日付け宮収第13-2号の書類（平22宮収裁第1号（日向延岡新産業都市計画道路事業3・5・11号富美山通線）収用裁決事件に係る審理開催通知書）

（注意）上記書類を受領されないときは、平成23年3月10日をもって通知があったものとみなされます。